

粉砕装置の型式承認試験基準

総 則

粉砕装置の型式承認のための試験方法及び判定基準は、原則としてこの基準の定めるところによる。

試験の一般条件

- 1．環境条件に特記のないものは、常温、常湿の状態で行う。
- 2．動力源に特記のない試験は、標準状態で行う。
- 3．試験は、原則として に掲げる試験のうち外観検査を行った後、 に掲げる環境試験を行い、その後、 に掲げる試験のうち残りの試験を行う。

環境試験																					
試 験 方 法				判 定 基 準		備 考															
1	振動試験 次の条件のもとでそれぞれ試験を行う。			1	1 各部に異状が生じないこと。																
1	共振振動試験			1																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">全 振 幅 又 は 加 速 度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">振 動 数</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">掃 引 時 間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">振 動 の 方 向</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">試 験 回 数</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">合 計 試 験 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 mm</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2~13.2Hz まで連続 的に変化 させる。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">10 分</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">物件の通常 の取付姿勢 に対して直 角な3方向</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">各方向に対 して3回づ つ</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1.5時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">±0.7G</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">13.2~80 Hz まで連</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">同上</td> </tr> </tbody> </table>	全 振 幅 又 は 加 速 度	振 動 数	掃 引 時 間			振 動 の 方 向	試 験 回 数	合 計 試 験 時 間	2 mm	2~13.2Hz まで連続 的に変化 させる。	10 分	物件の通常 の取付姿勢 に対して直 角な3方向	各方向に対 して3回づ つ	1.5時間	±0.7G	13.2~80 Hz まで連	同上	同上	同上	同上
全 振 幅 又 は 加 速 度	振 動 数	掃 引 時 間	振 動 の 方 向	試 験 回 数	合 計 試 験 時 間																
2 mm	2~13.2Hz まで連続 的に変化 させる。	10 分	物件の通常 の取付姿勢 に対して直 角な3方向	各方向に対 して3回づ つ	1.5時間																
±0.7G	13.2~80 Hz まで連	同上	同上	同上	同上																

	1	流水を仕様書に定める最小圧力又は最低流量に設定した後、適当な大きさに切ったキャベツ又は同様の野菜を連続的に投入し、単位時間当りの処理量を測定する。		1	処理容量は仕様書に示す定格容量以上であること。 排出されたキャベツ又は同様の野菜は、最大径 25mm 未満であること。	りを防止するために、水以外のものを使用する機構の場合には、その水以外のものを用いて試験を行う。
3	1	水圧試験 装置の投入口上にアダプタなどを取り付け、装置及びアダプタに水を満たす等して、軸シールに 0.1kgf / cm ² の水圧をかけ、その状態を 10 分間保持し、漏水の有無を調べる。	3	1	軸シール、その他装置の各部より漏水しないこと。	処理された廃棄物のつまりを防止するために水を使用する機構ではない装置にあっては、本試験を行わなくてもよい。
4	1	作動試験 次の()から()までに示すくずのうち、仕様書に定める対象廃棄物の種類に応じ、対象となるくずをその種類ごとに装置に投入処理する。 ただし、()の食物くずは()に掲げる各食品類を一様に混合した状態で試験に用いるものとする。 ()食物くず : 骨付き鳥獣肉類 1.7kg : 魚介類(魚は頭、骨付き) 3.5kg : いも類 0.7kg	4	1	処理された廃棄物の中に、固形状のもので最大径 25 mm 以上のものが含まれていないこと。 各部に以上が生じないこと。 装置の処理部の中に未処理のくずが残っていないこと。	

		<ul style="list-style-type: none"> : 葉菜類 1.3kg : 根類、結球野菜類 3.2kg : 煮豆類 0.1kg : 海草類 0.1kg : つけもの類 0.6kg : かんきつ類 0.9kg () 紙くず : 新聞紙 200kg () 繊維くず : 軍手 10 双 : ウェス 200g () ガラスくず : コップ 10 個 : ビールビン 10 本 () 金属くず(1) : アルミ製空缶 10 個 () 金属くず(2) : 鉄製空缶 10 個 () 陶磁器くず : 茶わん 10 個 () 木くず : 割ばし 20 ぜん 			
5	1	<p>過負荷保護装置</p> <p>回転刃を固定した後、始動ボタンを押し、動力源が断となることを確認する。その後、回転刃を回転できる状態に戻し、動力源を復帰させる。</p>	5	1	<p>動力源が断となること。</p> <p>各部に異状が生じないこと。</p> <p>動力源復帰時に装置は自動的に作動するものではないこと。</p>
6		騒音試験	6		

	1	装置下部をボルト等で固定し、通常の使用状態で装置を作動させる。ただし、廃棄物は投入しない。		1	装置より発生する騒音は、装置より 1メートル以上離れた点で A スケールで 80 ホン以下であること。	
7	1	絶縁抵抗試験 直流 500V の絶縁抵抗計により充電部と接地間の絶縁抵抗を測定する。ただし、増幅回路等の電子回路は除く。	7	1	10M 以上であること。	動力源として電力を使用している場合のみ試験を行う。
8	1	絶縁耐圧試験 充電部と非充電部との間に商用周波数で正弦波に近い次の電圧を 1 分間付加する。ただし、増幅回路等の電子回路は除く。 定格電圧 60V 以下のもの…… 500V 定格電圧 60V を超えるもの… 1,000V + 定格電圧の 2 倍 (ただし、最小 1,500V)	8	1	異状のないこと。	動力源として電力を使用している場合のみ試験を行う。
9	1	動力源変動試験 動力源の入力条件を標準状態から ±10% 変動させ、作動試験に記してある各種廃棄物の量を 1/2 にして、作動試験を行う。 ただし、動力源として電力を使用している場合には、電圧を標準状態から ±10% 変動させる試験及び周波数を標準状態から ±5% 変動させる試験を行う。	9	1	作動試験の判定基準に同じ。	